

もしものために

賃貸住宅入居者向けの家財総合保険 **安心保険プラスⅢ** (安心保険プラスⅡ※) (安心保険プラス※)

※「安心保険プラス」は2014年8月末をもって、「安心保険プラスⅡ」は2015年12月末をもって新規の販売を終了させていただきました。現在は更新契約専用の商品としてお引き受けしております。

「安心保険プラスⅢ」との違いについては、右面のQ&Aをご参照ください。

重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報 1~5

保険加入のお手続きの流れ 6

約款・特約 普通保険約款・特約条項 7~24

住まいの応急サービス利用規約 25



お問い合わせ先

●ご契約を解約される場合

解約受付センター 0120-051-730
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00~17:00)

●事故が発生し、保険金請求する場合

保険金請求受付センター 0120-370-671
(24時間365日受付)

◆この保険に関するご意見・ご相談受付窓口

お客様相談窓口 0120-945-228
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00~17:00)

「安心保険プラスⅢ」と「安心保険プラスⅡ」、 「安心保険プラス」の違いについて

Q1 「安心保険プラスⅢ」と「安心保険プラスⅡ」、「安心保険プラス」は何が違うのですか?

A1 「安心保険プラス」に補償内容拡大特約を付帯した商品が「安心保険プラスⅢ」です。さらに「安心保険プラスⅡ」の補償内容をグレードアップした商品が「安心保険プラスⅢ」となります。詳しくは「安心保険プラスⅢのおすすめ」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「約款・特約」にてご確認ください。

Q2 加入している商品が「安心保険プラスⅢ」、「安心保険プラスⅡ」、「安心保険プラス」のいずれの商品なのかは、どのように確認できるのでしょうか?

A2 同封されているお客様の「火災保険満期更新のお手続きについてのご案内」に記載されている加入コースに「Ⅲ」または「Ⅱ」が表示されている場合は、それぞれ「安心保険プラスⅢ」または「安心保険プラスⅡ」となります。加入コースに「Ⅲ」または「Ⅱ」のいずれの表示もない場合は「安心保険プラス」となります。また、現在ご加入の契約のID・パスワード*でマイページにログインされると、加入内容確認証の上部にお客さまがご契約されている商品名が表示されています。

*「火災保険満期更新のお手続きについてのご案内」に記載のID・パスワードは現在ご加入の契約ではなく、更新後の契約のID・パスワードとなりますのでご注意ください。

「安心保険プラス」、「安心保険プラスⅡ」に ご加入のお客さまへ

補償内容がさらに充実された「安心保険プラスⅢ」への切り替えを是非ご検討ください。

「安心保険プラスⅢ」のお申し込みをご希望のお客さまは、弊社お客様相談窓口までご連絡ください。

※現在ご加入の「安心保険プラス」「安心保険プラスⅡ」で更新契約が成立し、保険始期末を迎えた場合には、その契約を解約しなければ「安心保険プラスⅢ」のお申し込みはできません(保険期間の途中で「安心保険プラスⅢ」に変更することはできません)。

『安心保険プラス』『安心保険プラスII』『安心保険プラスIII】重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報】

- ご契約前に必ず最後までお読みいただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申し込みください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

重要事項説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは本冊子の「約款・特約」をご参照いただくか、取扱特約店または弊社までお問い合わせください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してお客さまにとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

★ お客さまに特にご確認・
ご注意いただきたい事項

1 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約
概要

注意
喚起情報

- 『安心保険プラス』は、「入居者損害安心保険プラス」および「入居者賠償責任安心保険プラス」を組み合わせた商品です。以下、「プラス」といいます。
- 『安心保険プラスII』は、「安心保険プラス」に「補償内容拡大特約」を付帯した商品です。「補償内容拡大特約」については、「2. 補償内容 (4) 主な特約とその概要」をご確認ください。以下、「プラスII」といいます。
- 『安心保険プラスIII』は、「入居者損害安心保険プラスIII」および「入居者賠償責任安心保険プラスIII」を組み合わせた商品です。以下、「プラスIII」といいます。なお弊社では、地震保険をお引き受けすることはできません。また、いずれの商品の保険料も地震保険料控除制度の対象とはなりません。

2. 補償内容

契約
概要

注意
喚起情報

- (1) 「入居者損害安心保険」(「プラス」、「プラスII」、「プラスIII」) の補償内容
火災をはじめさまざまな偶然な事故による家財の損害や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に、入居物件を修理した費用を保険金としてお支払いします。
- 家財保険の目的・対象物は次のとおりです。

家財保険の目的・対象物に含まれるもの(補償される主なもの)

- 入居物件(※1)に収容される、被保険者(※2)が所有する家財となります。
※1 共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。
※2 被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者とその同居の親族、および賃貸借契約上の同居人となります。

家財保険の目的・対象物に含まれないもの(補償されない主なもの)

- ①自動車(125cc以下の原動機付自転車を除く) ②動物、植物 ③義歯、義肢 ④コンタクトレンズ、メガネ ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿 ⑥通貨・預貯金証書(盗難の場合を除く) ⑦コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ ⑧1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属(腕時計を含む)・宝石・宝石・書画・骨どうし・彫刻物などの美術品 など

- 保険金のお支払いに関する内容は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合(主な補償内容)

家財保険金

- ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・ひょう災・雪災 ⑤建物外部からの物体の飛来 ⑥水ぬれ ⑦騒じょう(※1) ⑧盗難(※2) ⑨いたずら ⑩水害(※3) ⑪持ち出し家財の損害

- ※1 下記(3)共通の免責事由②に記載の暴動に至らないものをいいます。
※2 1事故の支払限度額は家財50万円、補償対象となる貴金属・美術品等は1個または1組ごとに10万円、通貨20万円、預貯金証書の引出し損害200万円、交通機関の搭乗券5万円となります。

- ※3 損害額が再調達価額の30%未満で、かつ床上浸水に至らなかった場合は補償対象外となります。

費用保険金

- ①臨時費用保険金 ②残存物取片づけ費用保険金 ③失火見舞費用保険金 ④賃借費用保険金 ⑤地震火災費用保険金 ⑥ドアロック交換費用保険金 ⑦ピッキング防止費用保険金

修理費用保険金(プラスの場合)

次の事故による入居物件の損害について、賃貸借契約における原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等が損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金をお支払いします。
①風災・ひょう災・雪災 ②建物外部からの物体の飛来 ③盗難 ④いたずら ⑤入居物件の専用上水道管の凍結による破損(※1) ⑥窓ガラスの熱割れ(※2) ⑦被保険者死亡による汚損(※3)

※1 1事故の支払限度額は20万円となります。

※2 1事故の支払限度額は30万円となります。

※3 1事故の支払限度額は10万円となります。

(注) ※1~3以外の場合、1事故の支払限度額は各100万円となります。

修理費用保険金(プラスIIの場合)

次の事故による入居物件の損害について、賃貸借契約における原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等が損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金をお支払いします。
①風災・ひょう災・雪災 ②建物外部からの物体の飛来 ③盗難 ④いたずら ⑤入居物件の専用上水道管の凍結による破損(※1) ⑥入居物件の専用上水道管の凍結による破損(※2) ⑦窓ガラスの熱割れ(※3) ⑧被保険者死亡による汚損(※3)

※1 1事故の支払限度額は20万円となります。

※2 1事故の支払限度額は1万円となります(保険期間中1回まで)。

※3 1事故の支払限度額は各30万円となります。

(注) ※1~3以外の場合、1事故の支払限度額は各100万円となります。

修理費用保険金(プラスIIIの場合)

次の事故による入居物件の損害(費用を含む)について、賃貸借契約における原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等が損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金をお支払いします。
①風災・ひょう災・雪災 ②建物外部からの物体の飛来 ③盗難 ④いたずら ⑤入居物件の専用上水道管の凍結による破損(※1) ⑥入居物件の専用上水道管の凍結による破損(※2) ⑦窓ガラスの熱割れ ⑧被保険者死亡による汚損(※3) ⑨遺品整理費用(※3)

※1 1事故の支払限度額は30万円となります。

※2 保険期間中1年ごとに1回に限り、1事故の支払限度額は30万円となります。

※3 1事故の支払限度額は各50万円となります。

(注) ※1~3以外の場合、1事故の支払限度額は各100万円となります。

保険金をお支払いできない場合(主な免責事由)

家財保険金・費用保険金

- ①ご契約者または被保険者の所有・運転する車両による衝突・接触 ②家財保険金をお支払いする事故(盗難、いたずら、持ち出し家財の損害を除く)の際における家財保険の目的の紛失または盗難 ③家財が屋外にある間に生じた損害

修理費用保険金

①ご契約者または被保険者の所有・運転する車両による衝突・接触 ②加害者である第三者に損害賠償請求すべき事故(加害者である第三者が確認できない場合を除く) ③入居物件を引き渡した後に発見された損害 ④壁・柱・床・はり・屋根・階段などの建物の主要構造部の損害 ⑤共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、堀、垣根など共同で利用されるものの損害

(2) 「入居者賠償責任安心保険」(「プラス」、「プラスII」、「プラスIII」)の補償内容

貸主や第三者への損害賠償などで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、1回の事故でお支払いする借家人賠償責任、個人賠償責任の保険金の合計額は入居者賠償責任保険金額を限度とします。

(注) 法律上の損害賠償責任は、被保険者に民法上の「不法行為」や「債務不履行」等があった場合に発生します。

●保険金のお支払いに関する内容は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合 (主な補償内容)

借家人賠償責任保険金 (プラス、プラスIIの場合)

次の事故により被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂・爆発 ③破損・き損・汚損(※1) ④水ぬれ損(※2)
⑤被保険者死亡による汚損(※3)

※1 1事故につき自己負担額3万円(プラスの場合)または自己負担額1万円(プラスIIの場合)を差し引いた金額を、30万円を限度としてお支払いします。

※2 1事故につき自己負担額1万円を差し引いた金額を、保険金額を限度としてお支払いします。

※3 相続人等が事故のご連絡から30日以内に修理費用保険金の請求手続きをおこなわない場合に限ります。この場合は、費用を負担した貸主が借家人賠償責任保険金として請求することができます。なお、1事故の支払限度額は10万円(プラスの場合)または30万円(プラスIIの場合)となります。

借家人賠償責任保険金 (プラスIIIの場合)

次の事故により被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂・爆発 ③破損・き損・汚損(※1) ④水ぬれ損 ⑤被保険者死亡による汚損(※2) ⑥遺品整理(※2)

※1 1事故につき自己負担額1万円を差し引いて保険金をお支払いします。

※2 相続人等が事故のご連絡から30日以内に修理費用保険金の請求手続きをおこなわない場合に限ります。この場合は、費用を負担した貸主が借家人賠償責任保険金として請求することができます。なお、1事故の支払限度額は各50万円となります。

個人賠償責任保険金

日本国内で、被保険者が日常生活において第三者にケガをさせたり、第三者の所有物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし入居物件以外の不動産の所有・使用または管理に起因する事故は除きます。

個人賠償責任保険金

①被保険者の職務・業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ③被保険者が所有・使用または管理する財物について、その財物の正当な権利者に対する損害賠償責任(※)
④船舶、航空機および自動車、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
※ 被保険者が借用した第三者の所有物(レンタル品など)に損害を与えた場合など

★ (3) 共通の免責事由

保険金をお支払いできない場合 (主な免責事由)

保険契約全体にわたり保険金をお支払いできない主なものは次のとおりです。
①ご契約者・被保険者などの故意・重大な過失によって生じた損害(ただし借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合で、その事故の原因が「重大な過失」によるものはお支払いの対象)
②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害

(4) 主な特約とその概要

すべてのご契約に適用される特約

◆共同保険に関する特約

この保険契約は、加入内容確認証に記載の引受少額短期保険業者による共同保険契約です。詳しくは「4-8. 共同保険について」をご参照ください。

ご契約時の申し出により適用される主な特約

◆法人等契約の被保険者に関する特約

ご契約者が法人(個人事業主を含む)で、法人の役員または使用者を被保険者(入居者)とする場合は、ご契約時に「法人等契約の被保険者に関する特約条項」を付帯し、被保険者を特定しない無記名でご契約いただくことができます(特約付帯による追加保険料はありません)。この特約により、被保険者は「法人等の役員または使用者で申込書記載の入居物件に居住する者およびその同居親族」となります。また、弊社の同種の保険契約(※)の被保険者はこの保険契約の被保険者とはなりません(同一の被保険者において、お引き受け可能な同種の保険契約は1契約のみとなります)。

※ 同種の保険契約とは、弊社の引き受けける火災保険、賠償責任保険をいいます。

◆引越に関する特約

すでに弊社の保険契約にご加入の被保険者が引越される場合、転居先を入居物件とするこの保険契約に「引越に関する特約条項」を付帯することができます。これによりそれぞれの賃貸借契約が重複する期間に限り30日を限度として、転居前の入居物件の事故に対してもこの保険契約の内容で保険金をお支払いします(特約付帯による追加・返りい保険料はありません)。なお、転居前のご契約はこの保険契約の保険始期日の前日で失効となります。

◆補償内容拡大特約(「プラスII」にのみ付帯される特約)

この特約により、次の補償が拡大されます。①専用上水道管の解凍費を1万円を限度に補償します(保険期間中1回まで)。②被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害の際の修理費用保険金の限度額10万円が30万円になります。③入居物件の破損・き損・汚損の際の借家人賠償責任保険金の自己負担額3万円が1万円になります。詳しくは、「約款・特約」をご参照ください。なお、この特約は保険期間中や更新の際に外すことはできません(この特約の追加保険料は、プラスIIの保険料に含まれています)。

◆通信販売に関する特約

「通信販売に関する特約条項」を付帯することで、インターネット等を媒介してご契約をお申し込みいただくことができます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法など

契約概要
注意喚起情報

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は加入コースと保険期間によって決定されます。詳しくは取扱特約店または弊社にお問い合わせください。ご契約いただく加入コースは、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう(表1)および(表2)の各加入コースの保険金額に記載のコースの中から、(表3)家財保険金額の目安を参考のうえ、ご選択ください。

(表1) プラス、プラスIIの加入コース

コース		A	B	C
保険金額	家財	400万円	550万円	600万円
	修理費用	100万円		
	入居者賠償責任	2,000万円*		

*1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は2,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度とします。

(表2) プラスIIIの加入コース

コース		S	A	B	C	D	E
保険金額	家財	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
	修理費用	100万円					
	入居者賠償責任	2,000万円*					

*1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は2,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度とします。

(表3) 家財保険金額の目安(家財保有額基準表)

間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK
家財保険金額の目安	320万円~520万円	420万円~620万円	520万円~720万円

(2) ご契約期間(保険期間)

保険期間は、1年または2年のいずれかをお選びいただけます。保険事故による損害をてん補する期間は、加入内容確認証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。

(3) 保険料のお支払いとお支払い方法など

保険料のお支払い方法はペイジー払、コンビニエンスストア払、クレジットカード払(インターネットでの申し込みのみ)からお選びいただけます。

なお、分割払いはございませんので、保険料は一括してお支払いください。

★【保険料のお支払いに関するご注意について】

保険料はご契約と同時に(※)に払い込みください。申し込み手続き(保険料のお支払いを含む)が完了するまでの間に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。

※ 保険料の払い込みが猶予される場合があります(下記(4)参照)。

★(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

保険料の払い込みが猶予されるケースは次の通りです。なお、払込期日までに保険料をお支払いいただけない場合は保険金をお支払いできず、保険始期日に遡ってご契約は解除となります。

猶予されるケース	払込期日
ペイジー払、コンビニエンスストア払	保険始期日の翌月末
更新契約の一部*	

※ 更新前のご契約から保険期間が連続し、保険期間年数が同じ場合に適用されます。

(注1) 払込猶予期間が適用され、払込期日までに保険料が払い込まれた場合は、保険始期日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

(注2) 保険料のお支払い方法がクレジットカード払の場合は、払込猶予期間は適用されません。なお、クレジットカードの有効性および利用限度額内であることなどの確認をもって保険料の払い込みがあったものとみなします。ただし、弊社がクレジット業者から保険料を受領できない場合を除きます。

4. 満期返り金・契約者配当金

契約概要

満期返り金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご確認事項

注意喚起情報

1. 告知義務など

ご契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出でていただく義務(告知義務)があります。ご契約時に弊社が定める保険契約申込書の告知項目について、事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。

- ①ご契約者もしくは被保険者が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ②ご契約者もしくは被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合
- ③ご契約締結時にご契約者もしくは被保険者による詐欺または強迫行為があつた場合

「法人等契約の被保険者に関する特約条項」について

この特約を付帯する場合は、ご契約時に同時に入居する可能性のある役員または使用人の最大人数を「被保険者数」としてご申告いただきます。

2. 複数契約の取扱い

注意喚起情報

この保険契約の被保険者は、重複して弊社の同種の契約に加入できません。また、弊社の同種の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

この規定は「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯した場合も適用されます。役員または使用人が居住される際には、弊社の同種の保険契約にご加入されていないことをご確認ください。万一弊社の同種の保険契約の被保険者であった場合は、保険金をお支払いできません。

3. 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者が弊社以外の補償内容が同種の保険契約に加入されている場合には、補償範囲が重複(※)することがあり、重複した範囲において保険金が削減される、または、受け取れないことがあります。ご加入されている保険契約の補償範囲および保険期間をご確認ください。なお、弊社の取扱商品はあらかじめ複数の異なる補償がセットとなっておりますのでご留意ください。例えば、入居者賠償責任保険のみを補償範囲から外すことはできません。

※ 例: この保険契約の個人賠償責任保険と他にご加入の傷害保険に付帯される個人賠償責任特約で補償が重複する場合など



契約概要



注意喚起情報

★ 4. クーリングオフ

クーリングオフとは、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことです。

(1) クーリングオフができる場合

ご契約のお申し込み後であっても、ご契約を申し込まれた日またはこの説明書を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）をおこなうことができます。すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフを申し出られた場合は、クーリングオフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

(2) クーリングオフの通知方法

上記期間内（8日以内の消印有効）にはがきなどに次の①～⑤をご記入・捺印のうえ、弊社お客様相談窓口宛に必ず郵便（普通郵便で可）にてご通知ください。

- ①ご契約をクーリングオフされる旨のお申し出
- ②ご契約者の住所、氏名（捺印）、連絡先電話番号
- ③ご契約の申込日
- ④契約番号
- ⑤ご契約を取り扱った取扱特約店名

（注）取扱特約店ではクーリングオフのお申し出を受け付けることはできません。

(3) クーリングオフによる保険料の返れい

クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料の返れいの手続きを弊社よりご連絡し、手続き終了後返れいいたします。また、弊社および取扱特約店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

3 契約締結後におけるご確認事項



注意喚起情報

★ 1. 通知義務など



ご契約内容に次の変更などが生じる場合には、遅滞なく弊社お客様相談窓口へご連絡ください。ご連絡がない場合には、事故が発生した際に保険金をお支払いできないことがあります。

①保険の目的である家財が全部滅失（入居物件から退去したときも含む）した場合（※1）

②入居物件が住居以外の用途に変更された場合（※1）

③ご契約者の姓名・商号変更がある場合

④被保険者の姓名変更がある場合（※2）

⑤保険契約者の住所を変更した場合

※1 ①、②の場合、ご契約の変更のお手続きはできません。この場合ご契約は失効または解除となります。

※2 「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯した場合は、通知は不要となります。

★ 2. 保険契約の失効



注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合には保険契約が失効します。

（1）保険始期日以降に、家財保険の目的の全部が滅失（入居物件から退去したとき（※）も含む）した場合

（2）1回の事故でお支払いする家財保険金の額が、次のいずれかに達した場合
①加入内容確認証に記載の家財保険金額
②事故時の家財保険の目的の再調達価額の合計額

（3）1回の事故でお支払いする入居者賠償責任保険金の額が、加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額に達した場合

※ この保険契約では、入居物件から退去（引越）される場合に物件住所を変更することはできません。入居物件から退去（引越）される場合は、解約受付センターまでご連絡ください。

3. 解約返れい金



注意喚起情報

保険期間の中途中でご契約を解約される場合（ご契約が失効する場合を含む）には、「解約受付センター」にお申し出ください。ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して、弊社所定の短期率表（普通保険約款「別表2」参照）に基づいて解約返れい金としてお支払います。なお、解約返れい金は、お支払いいただいた保険料より少ない金額となります。詳しくは取扱特約店または弊社までお問い合わせください。

（注）保険料返還請求権は、3年間の時效により消滅します（保険法第95条）。

4. 保険契約の更新

契約満了翌日の属する月の前々月末までに更新のご案内をご契約者宛に送付します。契約満了日までに更新のご案内の内容で更新しない旨のお申し出がない場合は、契約満了日の翌日を保険期間の初日とし、更新前のご契約と同じ保険期間年数とするご契約に更新します。ただし、払込期日までに更新後のご契約の保険料をお支払いいただけない場合は保険金をお支払いできず、保険始期日に遡って更新後のご契約は解除となります（**① 契約締結前におけるご確認事項-3(4)** 参照）。また、更新のご案内の内容で更新する場合には、申込書を省略して更新の手続きをおこなうことができます。

4 その他ご留意いただきたい事項

1. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することができます。

詳細については、弊社ホームページ (<http://www.eternity-ins.com/>) をご覧ください。

（注）上記の「第三者」とは保険事故の関係者（当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

【支払時情報交換制度】について

弊社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

（注）「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

2. 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、詐欺をおこなった場合や反社会的勢力（暴力団、暴力団員（※）、暴力団関係企業等）に該当または関与していると認められる場合等については、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

3. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」のおこなう資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

4. 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険契約について



- (1) お引き受け可能な保険期間は、2年までとなります。
- (2) お引き受け可能な保険金額は、損害保険(※)および保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険について、それぞれ以下の①②の金額が上限となります。
①被保険者1名につき1,000万円 ②保険契約者1名につき10億円
- ※ 保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険を除きます。

★ 5. その他法令などでご注意いただきたい事項



- (1) 保険金の支払い事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、弊社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の削減をおこなうことがあります。
 - (2) 弊社の経営が悪化した場合や、この商品が不採算となり保険契約の引き受けが困難となった場合は、弊社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。
 - (3) 保険金支払い対象となる巨大災害等が発生し、それによって弊社の事業収支が著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- (注) 共同保険契約の弊社以外の引受少額短期保険業者においても同様となります。

★ 6. 事故が発生した場合について

- (1) 弊社は保険金請求に必要な書類を受領した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な調査を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査が不可欠でこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、その調査事由ごとに約款に定める以下の①～④の日数を経過する日までにお支払いします。

①警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会：180日

②専門機関による鑑定等の結果の照会：90日

③災害救助法が適用された地域における調査：60日

④日本国外における調査：180日

(注) ご契約者・被保険者が正当な理由なくこの調査を妨げまたは調査に応じなかった場合は、その期間は上記の日数には算入されません。

- (2) 賠償事故については、取扱特約店や弊社がお客さまに代わって示談交渉することはできません。賠償事故の示談をすすめるにあたり、賠償額・内容などについては、必ず事前に弊社にご相談ください。
 - (3) 保険料の払い込みが猶予されている場合は、弊社が該当する保険料を領収した後に保険金をお支払いします。
- (注) 保険金請求権は、3年間の時効により消滅します（保険法第95条）。

◆事故受付窓口（保険金請求受付センター）

万一事故が発生した場合には、「保険金請求受付センター」までご連絡ください。

TEL 0120-370-671（フリーダイヤル）

受付時間：24時間365日

7. 加入内容確認証・保険証券について

ご契約が成立しますと、契約内容を加入内容確認証としてお客さま専用サイト（マイページ）にて提供いたします。ご契約が成立した際には、マイページにて契約内容をご確認ください。なお、保険証券の発行を希望されるご契約者には、保険証券を発行いたします。

★ 8. 共同保険について



この保険契約は弊社ならびに株式会社全管協共済会を引受少額短期保険業者とする共同保険契約であり、各引受少額短期保険業者は、それぞれ上記4. 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険契約について(2)に記載の保険金額をお引き受けし、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、ご契約時の引受割合または保険金額と、この保険契約が更新される場合の引受割合または保険金額とは、異なることがあります。また、弊社は幹事少額短期保険業者として他の引受少額短期保険業者の業務及び事務の代理・代行をおこないます。

9. 取扱特約店の権限について



取扱特約店は、引受少額短期保険業者との委託契約に基づく募集人として、保険契約の締結の媒介をしております。

◆解約受付センター

ご契約を解約される場合には、「解約受付センター」までご連絡ください。

◆この保険に関するご意見・ご相談受付窓口 (エニティ少額短期保険お客さま相談窓口)

保険の内容に関するご意見・ご相談を承ります。

◆少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

少額短期保険業者との間で問題が解決できない場合は、日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくこともできます。

TEL 0120-051-730（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

TEL 0120-945-228（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

TEL 0120-821-144（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)





申込書を記入される際やマイページからご加入のお手続きをされる際には、このページの手順に沿ってのお手続きをお願いいたします。



以下の手順に沿って、保険契約の内容がお客さまのご意向に合致した内容となっていることをご確認のうえお申し込みください。

STEP1

意向把握　この保険がお客さまの抱えているリスクと保険加入のご意向に対応しているかのご確認

この保険は、賃貸物件の入居者を取り巻くさまざまなリスクに対処するための保険商品です。お客さまのご意向に合致していますか？

……▶ご意向に合致していない場合は、取扱特約店までお申し出ください。

STEP2

契約内容確認　申込書(申込画面)記載のご契約プランの内容がお客さまのご意向に合致するかのご確認

「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をよくお読みください。

商品内容をご理解いただいたうえで、申込書(申込画面)記載の補償内容をご確認ください。

賃貸物件へご入居されるお客さまのご意向を推定し、ご契約プランを作成いたしました。

申込書記載の補償内容は、お客さまのご意向に合致していますか？

……▶ご意向に合致していない場合や契約内容を変更される場合は、取扱特約店までお申し出ください。

- ご入居者さま、ご契約者さまについてご確認・ご記入ください（※印は必須）。

- 告知事項欄をご確認ください。該当する場合はご記入ください。

STEP3

意向確認　お申し込みされるご契約プランの内容が最終的にお客さまのご意向に合致することのご確認

- お客さまが当初ご希望されていた補償内容とお申し込みされるご契約プランの内容を比較し、最終的にお客さまのご意向に合致することをご確認ください。

……▶ご意向に合致していない場合や契約内容を変更される場合は、取扱特約店までお申し出ください。

お客さまのご意向に合致している場合は、申込書(申込画面)下部の意向確認のチェックボックスに✓してください。

STEP4

申込人(契約者)確認

- 申込書に記載された内容を再度チェックし、その内容が正しいことをご確認のうえ、ご署名（フルネーム）ください。
申込人が法人の場合は、記名・押印（法人名を確認できる代表者印・役職者印または社印）ください。
- マイページからお手続きされている場合は「この内容で保険契約を申し込みます」ボタンをクリックしてください。

お手続きありがとうございました。引き続き保険料のお支払い手続きをおこなってください。

FAX(申込書)からのお申し込み

弊社から「引受通知書兼保険料ペイジー&コンビニ払込取扱票」を送付いたしますので、お支払期限までに保険料をお支払いください。

WEB(マイページ)でのお申し込み

ご選択いただいた決済方法のご案内に沿って、お支払期限までに保険料をお支払いください。

約款・特約

『安心保険プラス』『安心保険プラスII』『安心保険プラスIII』

※「プラスII」は「プラス」に「補償内容拡大特約」を付帯した商品です。普通保険約款・特約条項は「プラス」の内容をご確認ください。

入居者総合安心保険プラス 普通保険約款・特約条項

第1章 総則

第1節 一般条項

第1条 この商品と約款、加入内容確認証について	8
第2条 用語の意味	8
第3条 保険期間	8
第4条 被保険者の範囲	8
第5条 複数契約の取扱い	8
第6条 契約申込時の告知義務	8
第7条 契約後の通知義務等	8
第8条 保険契約の無効、取消	8
第9条 保険契約の失効	9
第10条 保険契約の解除	9
第11条 当会社への通知前の保険金支払の特則	9
第12条 保険契約の任意解約	9
第13条 解約返戻金	9
第14条 加入コース変更の不可	10
第15条 保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合	10
第16条 保険契約の更新	10
第17条 時効、準拠法および訴訟の提起	10
第2節 保険金請求と保険金支払	
第18条 保険金の受取人	10
第19条 事故報告の手続き	10
第20条 事故発生による保険契約者および被保険者の義務	10
第21条 保険金請求の手続き	10
第22条 保険金の支払時期	10
第23条 代位	11
第24条 他の保険契約などがある場合の保険金の支払額	11
第25条 保険金支払い後の保険契約の特則	11
第26条 補償上の紛争の処理	11
第27条 時効	11

第2章 入居者損害安心保険プラス

第1節 家財保険条項

第28条 家財保険の目的	11
第29条 家財保険金を支払う場合	11
第30条 家財保険金の支払額	12
第31条 家財保険金を支払わない場合	12
第32条 損害防止義務および損害防止費用	12
第33条 損害調査における特則	12
第34条 残存物および盗難品の帰属	13

第2節 費用保険条項

第35条 費用保険金を支払う場合	13
第36条 費用保険金の支払額	13

第3節 修理費用保険条項

第37条 修理費用保険金を支払う場合	13
第38条 修理費用保険金の支払額	14
第39条 修理費用保険金を支払わない場合	15

第3章 入居者賠償責任安心保険プラス

第1節 借家人賠償責任保険条項

第40条 借家人賠償責任保険金を支払う場合	15
第41条 借家人賠償責任保険金の支払額	16
第42条 借家人賠償責任保険金を支払わない場合	16
第43条 損害賠償責任解決の特則	17

第2節 個人賠償責任保険条項

第44条 個人賠償責任保険金を支払う場合	17
第45条 個人賠償責任保険金の支払額	17
第46条 個人賠償責任保険金を支払わない場合	17
第47条 損害賠償責任解決の特則	18

特約条項

別表1 用語の意味一覧表

別表2 短期率表

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

入居者総合安心保険プラスIII 普通保険約款・特約条項

第1章 総則

第1節 一般条項

第1条 この商品と約款、加入内容確認証について	8
第2条 用語の意味	8
第3条 保険期間	8
第4条 被保険者の範囲	8
第5条 複数契約の取扱い	8
第6条 契約申込時の告知義務	8
第7条 契約後の通知義務等	8
第8条 保険契約の無効、取消	8
第9条 保険契約の失効	9
第10条 保険契約の解除	9
第11条 当会社への通知前の保険金支払の特則	9
第12条 保険契約の任意解約	9
第13条 解約返戻金	9
第14条 加入コース変更の不可	10
第15条 保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合	10
第16条 保険契約の更新	10
第17条 時効、準拠法および訴訟の提起	10
第2節 保険金請求と保険金支払	
第18条 保険金の受取人	10
第19条 事故報告の手続き	10
第20条 事故発生による保険契約者および被保険者の義務	10
第21条 保険金請求の手続き	10
第22条 保険金の支払時期	10
第23条 代位	11
第24条 他の保険契約などがある場合の保険金の支払額	11
第25条 保険金支払い後の保険契約の特則	11
第26条 補償上の紛争の処理	11
第27条 時効	11

第2章 入居者損害安心保険プラスIII

第1節 家財保険条項

第28条 家財保険の目的	11
第29条 家財保険金を支払う場合	11
第30条 家財保険金の支払額	12
第31条 家財保険金を支払わない場合	12
第32条 損害防止義務および損害防止費用	12
第33条 損害調査における特則	12
第34条 残存物および盗難品の帰属	13

第2節 費用保険条項

第35条 費用保険金を支払う場合	13
第36条 費用保険金の支払額	13

第3節 修理費用保険条項

第37条 修理費用保険金を支払う場合	14
第38条 修理費用保険金の支払額	14
第39条 修理費用保険金を支払わない場合	15

第3章 入居者賠償責任安心保険プラスIII

第1節 借家人賠償責任保険条項

第40条 借家人賠償責任保険金を支払う場合	15
第41条 借家人賠償責任保険金の支払額	16
第42条 借家人賠償責任保険金を支払わない場合	16
第43条 損害賠償責任解決の特則	17

第2節 個人賠償責任保険条項

第44条 個人賠償責任保険金を支払う場合	17
第45条 個人賠償責任保険金の支払額	17
第46条 個人賠償責任保険金を支払わない場合	17
第47条 損害賠償責任解決の特則	18

特約条項

別表1 用語の意味一覧表

別表2 短期率表

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

第1章 総則

第1節 一般条項

「プラス」の場合

※「プラスII」は「プラス」に「補償内容拡大特約」を付帯した商品です。普通保険約款・特約条項は「プラス」の内容をご確認ください。以下、同様とします。

第1条 (この商品と約款、加入内容確認証について)

- 当会社の商品である「入居者総合安心保険プラス」は、火災等の事故から財産を守る「入居者損害安心保険プラス」と、損害賠償責任に備える「入居者賠償責任安心保険プラス」からなる賃貸住宅入居者向けの総合保険です。
- 「入居者損害安心保険プラス」では、家財保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
- 「入居者賠償責任安心保険プラス」では、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を対象としています。
- 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
- 当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

「プラスIII」の場合

第1条 (この商品と約款、加入内容確認証について)

- 当会社の商品である「入居者総合安心保険プラスIII」は、火災等の事故から財産を守る「入居者損害安心保険プラスIII」と、損害賠償責任に備える「入居者賠償責任安心保険プラスIII」からなる賃貸住宅入居者向けの総合保険です。
- 「入居者損害安心保険プラスIII」では、家財保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
- 「入居者賠償責任安心保険プラスIII」では、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を対象としています。
- 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
- 当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条 (用語の意味)

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めるとおりです。

第3条 (保険期間)

保険期間は、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。ただし、保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

「プラス」の場合

第4条 (被保険者の範囲)

- この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者、その同居の親族および賃貸借契約上の同居人とします。ただし、入居者賠償責任安心保険プラス条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。
- 前項における被保険者との間柄は、損害の原因となった事故が生じた時点におけるものとします。
- 事故発生時において、第1項に掲げる被保険者以外の者が被保険者とともにに入居物件に居住していたとしても、被保険者に含みません。

「プラスIII」の場合

第4条 (被保険者の範囲)

- この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者、その同居の親族および賃貸借契約上の同居人とします。ただし、入居

者賠償責任安心保険プラスIII条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。

- 前項における被保険者との間柄は、損害の原因となった事故が生じた時点におけるものとします。
- 事故発生時において、第1項に掲げる被保険者以外の者が被保険者とともにに入居物件に居住していたとしても、被保険者に含みません。

第5条 (複数契約の取扱い)

この保険契約の被保険者は、重複して当会社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。

また、当会社の同種の保険契約の被保険者は、重複してこの保険契約の被保険者となることはできません。

第6条 (契約申込時の告知義務)

保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険（損害発生の可能性をいいます）に関する重要な事項のうち、他の保険契約に関する事項など当会社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めるもの（他の保険契約には当会社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます）について、事実を告げなければなりません。

第7条 (契約後の通知義務等)

1. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくその内容を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険期間の開始前に家財保険の目的の全部が滅失した場合
- ② 保険期間の開始日以降、家財保険の目的の全部が滅失（入居物件から退去したときも含みます）した場合
- ③ 入居物件が住居以外の用途に変更された場合
2. 前項各号のほか、保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくこれらの変更すべき内容を当会社に告げなければなりません。
 - ① 保険契約者の名称（個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号）変更がある場合
 - ② 被保険者の姓名変更がある場合
 - ③ 加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
 - ④ 加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合
3. 保険契約者が、加入内容確認証に記載の住所を変更したときは、遅滞なくその旨を当会社に告げなければなりません。

第8条 (保険契約の無効、取消)

1. 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約申込前に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者、被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者、被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した場合
- ③ 前条（契約後の通知義務等）第1項第①号に定める事由に該当する場合
2. 前項第①号または第②号の規定により無効とされた保険契約に対し領収していた保険料は、返還しません。
ただし、前項第③号に掲げる場合は、保険料は全額を返還します。
3. 本条第1項の規定により無効とされた保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当会社はその全額を返還請求します。
4. 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者、被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）による詐欺または強迫行為があった場合、当会社はこの保険契約を取消すことができます。
5. 前項の規定により保険契約を取消した場合は、保険料は返還しません。
6. 本条第4項の規定により保険契約を取消した場合は、取消した保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当会社はその全額を返還請求します。

「プラス」の場合

第9条 (保険契約の失効)

1. 第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)第2項に定める入居者損害安心保険プラス(家財保険、費用保険、修理費用保険)は、1回の事故で支払う家財保険金が次の各号のいずれかに達したときは、その保険金支払いの原因となった事故が発生した時点で失効するものとします。
 - ① 加入内容確認証に記載の家財保険金額(以下「家財保険金額」とします)
2. 事故における家財保険の目的の再調達価額
2. 第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)第3項に定める入居者賠償責任安心保険プラス(借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険)は、1回の事故で支払う借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金のいずれかが、加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額に達したときは、その保険金支払いの原因となった事故が発生した時点で失効するものとします。
3. 第7条(契約後の通知義務等)第1項第②号に掲げる事由に該当する場合は、入居者損害安心保険プラスおよび入居者賠償責任安心保険プラスがその時点をもって失効するものとします。
4. 本条第1項から第3項の規定により失効となった場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないます。

「プラスIII」の場合

第9条 (保険契約の失効)

1. 第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)第2項に定める入居者損害安心保険プラスIII(家財保険、費用保険、修理費用保険)は、1回の事故で支払う家財保険金が次の各号のいずれかに達したときは、その保険金支払いの原因となった事故が発生した時点で失効するものとします。
 - ① 加入内容確認証に記載の家財保険金額(以下「家財保険金額」とします)
 - ② 事故における家財保険の目的の再調達価額
2. 第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)第3項に定める入居者賠償責任安心保険プラスIII(借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険)は、1回の事故で支払う借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金のいずれかが、加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額に達したときは、その保険金支払いの原因となった事故が発生した時点で失効するものとします。
3. 第7条(契約後の通知義務等)第1項第②号に掲げる事由に該当する場合は、入居者損害安心保険プラスIIIおよび入居者賠償責任安心保険プラスIIIがその時点をもって失効するものとします。
4. 本条第1項から第3項の規定により失効となった場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないます。

第10条 (保険契約の解除)

1. 当会社は、次の各号に掲げる重大事由のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約(注)を解除することができます。
(注)被保険者が複数である場合については、当該被保険者に係る部分とします。
 - ① 保険契約者またはこの者の法定代理人(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
 - ② 被保険者またはこの者の法定代理人(被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
 - ③ 保険金の請求にあたり、被保険者またはこの者の法定代理人(被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が詐欺をおこない、またはおこなおうとした場合

- ④ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合
 - 反社会的勢力に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ 第①号から第④号までの掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、第①号から第④号までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
2. 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その事由が生じた時点から将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - ① 第6条(契約申込時の告知義務)に定める告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合。

ただし、保険契約の締結の時において、当会社がその事実を知っていた場合、または過失によって知らなかつた場合、当会社のために保険契約の締結の代理または媒介をおこなう者が事実の告知をすることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは不実のことを告げることを勧めた場合は解除することはできません。

また、当会社がその事実を知ったときから1ヶ月以内に解除をおこなわなかつた場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合も解除することはできないものとします。
 - ② 第7条(契約後の通知義務等)第1項第③号の場合
3. 保険契約を解除した場合の保険料および支払済保険金の扱いは、次の各号のとおりとします。
 - ① 本条第1項第①号の事由による解除の場合は、保険料の返戻をおこないません。すでに支払われた保険金がある場合は、当会社はその全額を返還請求します。
 - ② 本条第1項第②号から第⑤号および第2項の事由による解除の場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないません。
 - ③ 解除が、損害の発生した後になされた場合であっても、すでに支払われた保険金がある場合は、当会社はその全額を返還請求します。ただし、保険契約の解除事由が発生前に生じた事故に対する支払済保険金については、返還請求をおこないません。また、本条第2項第①号の事実に基づかずして発生した事故に対する支払済保険金についても、返還請求をおこないません。
 - ④ 保険契約者または被保険者が第1項第④号イからホまでのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第3項第③号の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① 第1項第④号イからホまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 第1項第④号イからホまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- 第11条 (当会社への通知前の保険金支払の特則)

第7条(契約後の通知義務等)第2項各号に規定する通知事項について、これを当会社に通知するまでに生じた事故については保険金を支払いません。ただし、通知内容が保険金支払決定に関係のない場合は、この規定は適用しません。
- 第12条 (保険契約の任意解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって保険契約を解約することができます。

この場合、保険契約者が申し出た日以降の日付で保険契約者が指定する解約日の24時にて保険期間は終了し、第13条(解約返戻金)に定める算出基準をもって解約返戻金を支払います。
- 第13条 (解約返戻金)
 1. 解約返戻金は、次の算式により算出します。
解約返戻金 = 契約保険料 × 既経過月数に対応する短期率

2. 解約返戻金算出のため既経過月数に対応する短期率は、「別表2 短期率表」によります。

3. 既経過月数とは、保険契約期間の初日から解約日までの既経過月数とします。

なお、1ヶ月未満の端日数は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

第14条（加入コース変更の不可）

保険契約者は、加入コースを保険期間の中途において、他のコースに変更することはできません。

第15条（保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合）

1. 当会社は、保険期間中に保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、当会社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、すみやかに保険契約者へ通知します。

2. 当会社は、保険金支払対象となる巨大災害等が発生し、それによって当会社の事業収支が著しく悪化した場合は、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。変更後の内容については、すみやかに保険契約者へ通知します。

第16条（保険契約の更新）

1. 当会社は、契約満了日翌日の属する月の前々月末日までに、保険契約者に対して更新案内通知を送付します。

2. 契約満了日までに保険契約者から更新案内通知の内容で更新しない旨の申出がない場合は、契約満了日の翌日を保険期間の初日とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数とする保険契約に更新するものとします。

3. 保険期間の初日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料が払い込まれた場合には、第3条（保険期間）のただし書きは適用しません。

4. 保険期間の初日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料が払い込まれなかつた場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、更新契約を解除することができます。

5. 前項の規定による解除の効力は、更新契約の保険期間の初日から発生します。

6. 当会社は、当会社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となり契約受けが困難となった場合は、当会社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。更新しない旨については、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者へ通知します。

7. 当会社は、当会社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となつた場合は、当会社の定めるところにより更新契約の保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者へ通知します。

第17条（時効、準拠法および訴訟の提起）

1. 保険契約者の保険料返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

2. この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

3. この保険契約に関する訴訟については、日本国内における保険契約者と当会社が合意した裁判所に提起するものとします。

第2節 保険金請求と保険金支払

第18条（保険金の受取人）

保険金の受取人は被保険者とします。

第19条（事故報告の手続き）

保険契約者または被保険者は、事故が生じたことを知ったときは、その日から30日以内に次の各号に掲げる内容を当会社に報告しなければなりません。

① 事故の発生日時

② 発生場所

③ 事故の状況

④ 損害の内容

⑤ 前各号について、これらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名、また損害賠償の請求を受けたときはその内容

第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）

1. 保険契約者または被保険者は、前条（事故報告の手続き）の事故報告の他、次の各号に掲げる事項をおこなわなければなりません。

- ① 損害の拡大防止または軽減のために必要な措置を講ずること
- ② 借家人賠償責任保険、修理費用保険の場合には、入居物件の貸主の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
- ③ 個人賠償責任保険の場合には、被害者の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
- ④ 借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合において、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
- ⑤ 借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること
- ⑥ 保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること

2. 当会社は、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条（事故報告の手続き）または前項各号のいずれかの義務に違反したときは、次の各号の規定に従い、家財保険金、費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金（以下「各保険金」といいます）の支払額を決定します。

- ① 前条（事故報告の手続き）、前項第②号から第④号の義務のいずれかに違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて各保険金を支払います。
- ② 前項第①号の義務に違反した場合は、損害の拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。
- ③ 前項第⑤号の義務に違反した場合は、当会社が被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差引いて、借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金を支払います。
- ④ 前項第⑥号の義務に違反した場合は、権利の保全または行使をすることによって、第三者から損害の賠償を受けることができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。

第21条（保険金請求の手続き）

1. 被保険者が各保険金の支払いを請求する場合は、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類、その他当会社が必要と認める書類を、次の各号に定める期間内に提出しなければなりません。

なお、この期間を超えた場合でも、保険金請求権が時効消滅しない限り、保険金を支払います。

- ① 家財保険金の請求
当会社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ② 費用保険金の請求
当会社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ③ 修理費用保険金の請求
当会社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ④ 借家人賠償責任保険金の請求
損害賠償金の額が被保険者と入居物件の貸主との間で確定したときから30日以内
ただし、損害賠償金の額および内容については事前に当会社の承認を得ることを必要とします。
- ⑤ 個人賠償責任保険金の請求
損害賠償金の額が被保険者と被害者との間で確定したときから30日以内
ただし、損害賠償金の額および内容については事前に当会社の承認を得ることを必要とします。

2. 被保険者が、提出書類につき知っている事実を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき（改ざんを含みます）は、当会社は保険金を支払いません。

第22条（保険金の支払時期）

1. 当会社は、保険金請求に必要な書類を受領した日（以下「請求完了日」といいます）からその日を含めて30日以内に保険金を支払うために必要な次の調査を終え、保険金を支払います。

- ① 事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金を支払わない場合として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害の額（保険金額を含みます）および事故と損害との関係
- ④ この保険契約において定める無効、失効または解除の事由に該当する事実の有無

⑤ 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2. 前項にかかわらず、同項の確認をするために次の特別な照会または調査が必要な場合には、当会社は請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対し通知します。

① 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日

② 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日

③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のために調査が必要な場合 60日

④ 前項各号の事項の確認を日本国内においておこなうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げたり、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

第23条（代位）

1. 当会社は、第29条（家財保険金を支払う場合）、第37条（修理費用保険金を支払う場合）、第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第44条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、次の各号の額を限度として、被保険者がその事故による損害により第三者に対して有する損害賠償請求権およびその他の債権（以下「被保険者債権」といいます）を取得します。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者債権の全額
② 前号以外の場合は、被保険者債権の額から保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

ただし、当会社は取得した権利を放棄することができます。

2. 前項第②号の場合において、被保険者が引き続き有する債権は、当会社が取得した債権に優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第1項の被保険者債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第24条（他の保険契約などがある場合の保険金の支払額）

第2章以下に定める各保険条項の支払対象となる事故において、保険金を支払うべき他社の損害保険・共済などの契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、当会社は保険金の種類ごとに「別表3 重複契約の場合の支払按分計算について」に記載する計算に基づいて、保険金を支払います。

第25条（保険金支払い後の保険契約の特則）

1. 家財保険金の支払いがある場合において、支払った家財保険金が家財保険金額、または事故時における家財保険の目的の再調達価額のいずれにも達していない場合は、当会社は家財保険金額を減額しません。

2. 借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金の支払いがある場合において、支払った保険金が加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額に達していない場合は、当会社は保険金額を減額しません。

第26条（補償上の紛争の処理）

1. 再調達価額または損害の額について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます）については、半額ずつ負担するものとします。

第27条（時効）

被保険者の保険金支払いを請求する権利は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

第2章 入居者損害安心保険「プラス」、「プラスⅢ」

第1節 家財保険条項

第28条（家財保険の目的）

1. 家財保険条項における家財保険の目的とは、入居物件に収容され、かつ、被保険者の所有する家財とします。

2. 次の各号に掲げる物は、家財保険の目的に含まれません。

① 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自動二輪車、自動三輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます）ならびにこれらの付属品およびこれらに収容されている物

② 通貨、預貯金証券、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物ただし、第29条（家財保険金を支払う場合）第2項に該当する被保険者の生活用の「通貨・預貯金証券（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用のカードを含みます）・交通機関の搭乗券（定期券を含みます）」の盗難による損害については、家財保険の目的に含みます。

③ 貴金属（腕時計を含みます）、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえる物

④ 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物

⑤ 動物および植物

⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

3. 畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備のうち、被保険者の所有に属し、かつ、もっぱら職務の用に供されていないものについては、第1項の家財に含みます。

4. 家財保険の目的を収容する入居物件に付属する物置・車庫（家財保険の目的を収容する入居物件のある敷地内にあり、施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります）に収容される家財は家財保険の目的に含みます。

第29条（家財保険金を支払う場合）

1. 当会社は次の各号に掲げる原因によって家財保険の目的について生じた損害（消防または避難に必要な措置によって家財保険の目的について生じた損害も含みます）に対して、家財保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発

③ 落雷

④ 風災・ひょう災・雪災

ただし、台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災（こう水・高潮を除きます）、ひょう災または豪雪・なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます）により入居物件が直接の損害を受けた場合に限ります。

⑤ 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊

ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第④号もしくは第4項による損害を除きます。

⑥ 水濡れ

給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます）に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、第④号もしくは第4項による損害を除きます。

⑦ 驚じようおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穡が害されるか被害が生ずる状態であって、第31条第2項第①号に定める暴動に至らないものをおいいます）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2. 盗難

当会社は盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂を含む。以下同様とします）によって家財保険の目的に生じた次の各号に掲げる損害（回収に要した費用を含みます）に対して、家財保険金を支払います。

ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

① 生活用の通貨の盗難

② 生活用の預貯金証券の盗難

- ただし、次のイおよびロに掲げる事実があったことを条件とします。
- イ. 保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害届出したこと
- ロ. 前記イの手続きを遅延なくおこなったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書を使って預貯金口座から現金が引き出されたこと
- ③ 交通機関の搭乗券(定期券を含みます)の盗難
- ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに当該運輸機関または発行者に届出をしたことを条件とします。
- ④ 前記第①号から第③号以外の家財保険の目的に係わる盗難および、盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害

3. いたずら

当会社はいたずら(未遂事故を含む。以下同様とします)によって家財保険の目的について生じた破損、き損または汚損の損害に対して、家財保険金を支払います。

ただし、保険契約者または被保険者がいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

4. 水害

当会社は水害によって家財保険の目的(物置・車庫内に収容されている家財を除きます)に発生した次の各号に掲げる損害に対して、家財保険金を支払います。

- ① 床上浸水によって損害が生じた場合
- ② 前記第①号にかかるわらず、家財保険の目的の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

5. 持ち出し家財

当会社は入居物件から外出などで一時的に持ち出した家財保険の目的(自転車、原動機付自転車を除きます)について、日本国内の入居物件以外の建物内で、第1項および第2項第④号の事故によって損害が生じたときは、その損害に対して家財保険金を支払います。

ただし、入居物件以外の建物にはアーケード、地下道などもっぱら通路に利用されるものを除きます。

第30条 (家財保険金の支払額)

1. 火災等

前条(家財保険金を支払う場合)第1項各号の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、家財保険金の額は家財保険金額を限度とします。

2. 盗難

前条(家財保険金を支払う場合)第2項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、次の各号のとおりです。

- ① 通貨の盗難の場合は、1事故20万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。
- ② 預貯金証書の盗難の場合は、1事故200万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。
- ③ 交通機関の搭乗券の盗難の場合は、1事故5万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。
- なお、定期券に損害が生じた場合は、その定期券発行者の定める払戻額に準じた額を家財保険金として支払います。
- ④ 前記第①号から第③号以外の家財保険の目的の盗難および、盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害の場合は、支払うべき損害の額(回収に要した費用を含みます)は再調達価額によって定め、1事故50万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。ただし、家財保険の目的となる貴金属(腕時計を含みます)、宝石・宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、1個または1組ごとに10万円を限度とします。

3. いたずら

前条(家財保険金を支払う場合)第3項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、1事故30万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

4. 水害

前条(家財保険金を支払う場合)第4項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、次の各号の算式によって算出した額を支払います。

- ① 前条第4項第①号の事由による場合
イ. 家財保険の目的に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
$$\text{損害の額} \times 100\% = \text{家財保険金}$$

ただし、家財保険金額を限度とします。

- ロ. 家財保険の目的に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合

$$\text{家財保険金額} \times 10\% = \text{家財保険金}$$

ただし、1事故60万円を限度とします。

なお、家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額をこえるときは、上記計算式の「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

- ハ. 家財保険の目的に再調達価額の15%未満の損害が生じた場合
$$\text{家財保険金額} \times 5\% = \text{家財保険金}$$

ただし、1事故30万円を限度とします。

なお、家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額をこえるときは、上記計算式の「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

- ② 前条第4項第②号の事由による場合

$$\text{損害の額} \times 100\% = \text{家財保険金}$$

ただし、家財保険金額を限度とします。

5. 持ち出し家財

前条(家財保険金を支払う場合)第5項の損害について、支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定めます。

家財保険金の支払額および支払限度額は次のイおよびロとします。

- イ. 前条(家財保険金を支払う場合)第1項の支払事由に該当する場合は、1事故100万円または家財保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度として損害の額を支払います。

- ロ. 前条(家財保険金を支払う場合)第2項第④号の支払事由に該当する場合は、1事故50万円または家財保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度として損害の額を支払います。

第31条 (家財保険金を支払わない場合)

1. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって家財保険の目的に生じた損害に対しては、家財保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者、もしくはこれらの者の法定代理人(保険契約者、被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)、あるいは保険金を受取る者の故意もしくは過失または法令違反

- ② 保険契約者または被保険者が所有もしもしくは運転する車両またはその積載物との衝突もしくは接触

- ③ 第29条(家財保険金を支払う場合)第1項または第4項の事故の際ににおける家財保険の目的の紛失または盗難

2. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害、および次の各号に掲げる事由によって生じた第29条の事故が延焼または拡大して生じた損害、ならびに発生原因のいかんを問わず第29条の事故が次の事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、家財保険金を支払いません。

- ① 戦争(宣戦の有無を問いません)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ③ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます)もしくは核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第32条 (損害防止義務および損害防止費用)

1. 保険契約者または被保険者は、第29条(家財保険金を支払う場合)第1項第①号または第②号の事故が生じたときは、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。

2. 前項の場合において、保険契約者または被保険者が損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な消火活動をおこなった場合で、前条(家財保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、損害防止費用として支出した次の各号に掲げる費用の実費を支払います。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
② 消火活動に使用したことによって損傷した物の修理費用
③ その他、消火活動に有益と当会社が判断した物品に係わる費用

3. 保険契約者または被保険者が故意または重過失によって第1項の義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

第33条 (損害調査における特則)

家財保険の目的に損害が生じたときは、当会社は、事故が生じた入居物件

または現場を調査すること、またはこれらの家財保険の目的の全部もしくは一部を調査すること、もしくは一時他に移転することができます。

第34条（残存物および盗難品の帰属）

- 当会社が第29条（家財保険金を支払う場合）により家財保険金を支払ったときでも、家財保険の目的の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当会社に移転しません。
- 盗取された家財保険の目的について、当会社が第29条（家財保険金を支払う場合）第2項もしくは第5項の家財保険金を支払う前に回収されたときは、盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- 盗取された家財保険の目的について、当会社が第29条（家財保険金を支払う場合）第2項もしくは第5項の家財保険金を支払ったときは、その家財保険の目的の所有権は、家財保険金の再調達価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- 前項の規定にかかわらず、被保険者は支払いを受けた家財保険金に相当する額を当会社に支払い、その盗取された家財保険の目的の所有権を取得することができます。

第2節 費用保険条項

第35条（費用保険金を支払う場合）

当会社は次の各号に掲げる事項に該当する場合は、費用保険金を支払います。

① 臨時費用保険金

第29条（家財保険金を支払う場合）第1項の事故によって、家財保険金が支払われる場合は、家財保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、家財保険金とは別に臨時費用保険金を支払います。なお、以下の第②号から第⑦号の費用保険金と重複する場合も臨時費用保険金を支払います。

② 残存物取片づけ費用保険金

第29条（家財保険金を支払う場合）第1項の事故によって、当会社の家財保険金の支払いがある場合は、損害を受けた家財保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

③ 失火見舞費用保険金

第29条（家財保険金を支払う場合）第1項第①号および第②号の事故で、かつ入居物件が事故の発生元の場合、事故によって第三者の所有物（動産の場合はその所有者によって現に占有されている物で、その占有する構内にある物に限ります）に滅失、破損、き損または汚損が生じ、当会社の家財保険金の支払いがある場合は、失火見舞費用保険金を支払います。

④ 賃借費用保険金

第29条（家財保険金を支払う場合）第1項から第4項までの事故によって入居物件が半損以上となり、当会社の家財保険金の支払いがある場合は、新たに賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用に対し、賃借費用保険金を支払います。

ただし、賃借費用保険金の範囲は、損害が生じたときから1ヶ月以内に実際にかかった次のイからハまでに該当する費用に限ります。

イ 賃貸住宅を賃借するために支出した仲介手数料および礼金

ただし敷金、保証金など、将来返戻される性質を有するものを除きます。

ロ 入居物件から、新たに賃借する賃貸住宅もしくは宿泊施設へ家財保険の目的を運送するために支出した費用

ただし、運送業者に対して支出した費用およびレンタカー費用に限ります。

ハ 宿泊施設においてもっぱら宿泊することにのみ支出した費用

ただし、食事代、サービス料等、宿泊に付随して支出した費用を除きます。

⑤ 地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって家財保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次のイあるいはロのいずれかに該当する場合は、それによって同時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

イ 家財保険の目的を収容する入居物件が半焼以上となった場合

ロ 家財保険の目的が全焼の場合

なお、損害の状況の認定は、イの場合においては入居物件に対してお

こない、ロの場合においては家財保険の目的に対しておこないます。

⑥ ドアロック交換費用保険金

日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取された場合は、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。

ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑦ ピッキング防止費用保険金

入居物件が盗難あるいはいたずらに遭い、玄関ドアのロックを開錠された場合は、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的で支出したドアロックの交換費用、もしくは防犯装置設置の費用に対してピッキング防止費用保険金を支払います。

ただし、保険契約者または被保険者が盗難あるいはいたずらがあったことを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第36条（費用保険金の支払額）

1. 費用保険金の支払額は次の各号のとおりです。

① 臨時費用保険金

臨時費用保険金については、第30条（家財保険金の支払額）第1項の家財保険金の30%に相当する額を、1事故100万円を限度として支払います。

② 残存物取片づけ費用保険金

残存物取片づけ費用保険金については、第30条（家財保険金の支払額）第1項の家財保険金の10%に相当する額を限度として実費を支払います。

③ 失火見舞費用保険金

失火見舞費用保険金については、1事故につき、家財保険金額の20%を限度として、損害が生じた世帯および法人の数に20万円を乗じて得た額を支払います。

ただし、家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額をこえるときは、「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

④ 賃借費用保険金

賃借費用保険金については、1事故につき、損害が生じた入居物件の月額賃借料の3ヶ月分相当額もしくは30万円のいずれか低い額を限度として実費を支払います。

ただし、第三者からの損害賠償金として賃借費用に該当する支払いがあった場合は、当会社は、その支払いの額と当会社の認定額との差額を、賃借費用保険金として支払います。

⑤ 地震火災費用保険金

地震火災費用保険金については、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{家財保険金額} \times 5\% = \text{地震火災費用保険金}$$

ただし、家財保険の目的の再調達価額の5%を限度とします。

⑥ ドアロック交換費用保険金

ドアロック交換費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費（工賃等の諸経費を含む。以下同様とします）を支払います。

⑦ ピッキング防止費用保険金

ピッキング防止費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費を支払います。

2. 前項第①号から第④号までの費用保険金については、家財保険金との合計額が家財保険金額をこえるときでも支払います。

第3節 修理費用保険条項

「プラス」の場合

第37条（修理費用保険金を支払う場合）

- 当会社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。

- 台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災（こう水、高潮を除きます）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます）ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の

- 内部に損害が生じた場合(建物の破損箇所からの雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます)に限ります。
- ② 入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。
 - ③ 盗難による損害
ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
 - ④ いたずらによる損害
ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
 - ⑤ 凍結によって破損した入居物件の専用上水道管の損害。
ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。
 - ⑥ 窓ガラスの熱割れによる損害
2. 当会社は、入居物件内における被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害について、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用で、他の被保険者または被保険者の連帯保証人、法定相続人が負担した費用に対し、修理費用保険金を支払います。
なお、死亡については、その原因を問いません。
3. 第1項に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。
ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。
- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
なお、建具の枠は壁に含むものとします。
 - ② 共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、扉、垣根、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供されるもの
 - ③ 一戸建の場合は、門、扉、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

「プラスIII」の場合

第37条 (修理費用保険金を支払う場合)

1. 当会社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。
 - ① 台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災(こう水、高潮を除きます)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます)
ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の内部に損害が生じた場合(建物の破損箇所からの雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます)に限ります。
 - ② 入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。
 - ③ 盗難による損害
ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
 - ④ いたずらによる損害
ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
 - ⑤ 凍結によって破損または使用不能の状態(注)となった入居物件の専用上水道管の損害
ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。
(注)使用不能の状態：専用水道管は破損はしていないものの、凍結により使用できない状態になった場合
 - ⑥ 窓ガラスの熱割れによる損害
2. 当会社は、入居物件内における被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害について、これを損害発生直前の状態に復旧するため

に実際に要した費用で、入居物件を修理すべき者(注)が負担した費用に対し、修理費用保険金を支払います。

なお、死亡については、その原因を問いません。

(注)被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者もしくは相続財産管理人を含みます。

3. 当会社は、被保険者の死亡を原因として入居物件の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理をおこなうべき者(注1)が、遺品整理のために負担した費用(注2)に対し、修理費用保険金を支払います。
なお、死亡については、その原因を問いません。

(注1)被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、相続財産管理人もしくは入居物件の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合はその者を含みます。

- (注2)入居物件を貸主に明け渡し可能な状態に復すために遺品を整理、廃棄、売却または運送するために必要な費用とし、負担した金額が遺品整理業者等の見積書または領収証等により明らかなものをいいます。なお、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のためにおこなう一時的な保管のための費用に限り含みます。

4. 第1項に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。
ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
なお、建具の枠は壁に含むものとします。
- ② 共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、扉、垣根、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供されるもの
- ③ 一戸建の場合は、門、扉、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

「プラス」の場合

第38条 (修理費用保険金の支払額)

1. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号までの事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、費用の実費を支払います。
2. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故20万円を限度として、費用の実費を支払います。
3. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第⑥号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度とし、費用の実費を支払います。
4. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第2項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故10万円を限度とし、費用の実費を支払います。

「プラスIII」の場合

第38条 (修理費用保険金の支払額)

1. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号および第⑥号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、費用の実費を支払います。
2. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度として、費用の実費を支払います。
ただし、使用不能の状態を復旧する費用として支払う場合は保険期間1年につき1回に限り、1事故30万円を限度とします。
3. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第2項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故50万円を限度とし、費用の実費を支払います。
4. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第3項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故50万円を限度とし、費用の実費を支払います。

第39条（修理費用保険金を支払わない場合）

1. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者、入居物件の貸主またはこれらの者の法定代理人（保険契約者、被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意もしくは過失または法令違反
 - (2) 保険契約者、被保険者または入居物件の貸主が所有しもしくは運転する車両またはその積載物との衝突もしくは接触
 - (3) 加害者である第三者に損害賠償請求すべき事故ただし、加害者である第三者が確認できない場合を除きます。
 - (4) 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊
2. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害、および次の各号に掲げる事由によって生じた事故が延焼または拡大して生じた損害、ならびに発生原因のいかんを問わずに次の事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - (1) 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第3章 入居者賠償責任安心保険「プラス」、「プラスIII」

第1節 借家人賠償責任保険条項

「プラス」の場合

第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

1. 当会社は、被保険者の入居物件について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由による事故により、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、借家人賠償責任保険金を支払います。
 - (1) 火災
 - (2) 破裂または爆発
 - (3) 被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合
 - (4) 入居物件内における被保険者の死亡を原因として入居物件に汚損損害が発生した場合で、入居物件を修理すべき者（注）が、賃貸借契約に基づく入居物件の修理を速やかに履行しないとき、または入居物件を修理すべき者（注）がいないとき。ただし、入居物件を修理すべき者（注）が事故通知日を起算日として30日以内に第37条（修理費用保険金を支払う場合）第2項に掲げる修理費用保険金の保険金請求の意思表示を行わなかった場合に限ります。なお、死亡については、その原因を問いません。

（注）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者および相続財産管理人を含みます。
2. 当会社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
 - (1) 被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差引きるものとします。
 - (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
 - (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - (4) 第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められ

る費用

- (5) 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと認明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 第43条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3. 借家人賠償責任保険に係る事故に関する損害賠償請求権を有する貸主は、前各項に掲げる借家人賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。
4. 第1項第④号に掲げる事故によって、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、第18条（保険金の受取人）の規定に係わらず、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して借家人賠償責任保険金を請求することができます。
5. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当会社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。
6. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。
ただし次の場合はこの限りではありません。
 - (1) 損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡
 - (2) 被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその貸主の承諾があつた場合
7. 第23条（代位）の規定により、貸主等の損害賠償請求権者が第1項第④号に規定する入居物件を修理すべき者に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

「プラスIII」の場合

第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

1. 当会社は、被保険者の入居物件について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由による事故により、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、借家人賠償責任保険金を支払います。
 - (1) 火災
 - (2) 破裂または爆発
 - (3) 被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合
 - (4) 入居物件内における被保険者の死亡を原因として入居物件に汚損損害が発生した場合で、入居物件を修理すべき者（注）が、賃貸借契約に基づく入居物件の修理を速やかに履行しないとき、または入居物件を修理すべき者（注）がいないとき。ただし、入居物件を修理すべき者（注）が事故通知日を起算日として30日以内に第37条（修理費用保険金を支払う場合）第2項に掲げる修理費用保険金の保険金請求の意思表示を行わなかった場合に限ります。なお、死亡については、その原因を問いません。

（注）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者および相続財産管理人を含みます。
5. 被保険者の死亡を原因として入居物件の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理をおこなうべき者（注）が賃貸借契約に基づく入居物件の明け渡しを速やかに履行しないために、入居物件に存置されている被保険者の遺品を当該物件の貸主において整理しなければならなくなつたとき、または遺品整理をおこなうべき者（注）がいないとき。ただし、遺品整理をおこなうべき者（注）が事故通知日を起算日として30日以内に第37条（修理費用保険金を支払う場合）第3項に掲げる修理費用保険金の保険金請求の意思表示をおこなわなかつた場合に限ります。なお、死亡については、その原因を問いません。

(注)被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、相続財産管理人もしくは入居物件の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合はその者を含みます。

2. 当会社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。

① 被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金

この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。

ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差引くものとします。

② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます)

③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

④ 第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判断した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

⑥ 第43条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)第1項第⑥号または第23条(代位)第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用

3. 借家人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する貸主は、前各項に掲げる借家人賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。

4. 第1項第④号および第⑤号に掲げる事故によって、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、第18条(保険金の受取人)の規定に係わらず、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して借家人賠償責任保険金を請求することができます。

5. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当会社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。

6. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。

ただし次の場合にはこの限りではありません。

① 損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡

② 被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその貸主の承諾があつた場合

7. 第23条(代位)の規定により、貸主等の損害賠償請求権者が第1項第④号に規定する入居物件を修理すべき者または遺品整理をおこなうべき者に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

「プラス」の場合

第41条 (借家人賠償責任保険金の支払額)

1. 当会社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。ただし、1事故につき入居者賠償責任保険金額を限度とします。

① 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額

ただし、次のイからニのとおりとします。

イ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。

ロ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。

ち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とし、免責金額1万円とします。

ハ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額3万円とします。

ニ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第④号については、1事故につき支払限度額を10万円とします。

② 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額

ただし前条第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、その入居者賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

2. 当会社が1回の事故につき支払うべき前項の借家人賠償責任保険金の額と第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金の額の合計額が加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、入居者賠償責任保険金をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

「プラスⅢ」の場合

第41条 (借家人賠償責任保険金の支払額)

1. 当会社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。ただし、1事故につき入居者賠償責任保険金額を限度とします。

① 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額

ただし、次のイからホのとおりとします。

イ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。

ロ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。

ハ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とし、免責金額を1万円とします。

ニ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第④号については、1事故につき支払限度額を50万円とします。

ホ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第⑤号については、1事故につき支払限度額を50万円とします。

② 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額

ただし前条第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、その入居者賠償責任保険金の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

2. 当会社が1回の事故につき支払うべき前項の借家人賠償責任保険金の額と第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金の額の合計額が加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、入居者賠償責任保険金をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

第42条 (借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、あるいは保険金を受取る者の故意

② 被保険者の心神喪失

- ③ 被保険者の指図
 ④ 入居物件の改築、増築、取壊し等の工事
 ⑤ 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ⑦ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらとの特性による事故
2. 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
 ① 被保険者と入居物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 ② 被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任
 ③ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任
- 第43条（損害賠償責任解決の特則）**
 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じその遂行について当会社に協力しなければなりません。

第2節 個人賠償責任保険条項

第44条（個人賠償責任保険金を支払う場合）

1. 当会社は、日本国内において被保険者が、次の各号に掲げる偶然な事故により、第三者の身体の障害、または財物を破損、き損または汚損させたことに対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、個人賠償責任保険金を支払います。
 ただし、入居物件以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。
 ① 被保険者の居住の用に供される入居物件（入居物件および敷地内の動産および不動産を含みます）の使用または管理に起因する偶然な事故
 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
2. 当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
 ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
 この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
 ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その額をこれから差引くものとします。
 ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
 ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 ④ 第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
 ⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
 ⑥ 第47条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3. 個人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する被害者は、前各項に掲げる個人賠償責任保険金を請求する権利について先取特權を有します。
4. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または

- 損害賠償請求権を有する被害者の承諾があった金額を限度として、当会社に対し個人賠償責任保険金を請求することができます。
5. 被保険者は、個人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。
 ただし次の場合はこの限りではありません。
 ① 損害賠償請求権を有する被害者に対する譲渡
 ② 被保険者が損害賠償請求権を有する被害者に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその被害者の承諾があった場合
- 第45条（個人賠償責任保険金の支払額）**
1. 当会社が1事故につき支払うべき個人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号の金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
 ① 前条（個人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第①号に規定する損害賠償金の額
 ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
 ② 前条（個人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第②号から第⑦号までの費用の全額
 ただし前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、その入居者賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
2. 当会社が1回の事故につき支払うべき前項の個人賠償責任保険金の額と第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の額の合計額が加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、入居者賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。
- 第46条（個人賠償責任保険金を支払わない場合）**
1. 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
 ① 被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（入居物件の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ③ 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任
 ④ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
 ⑤ 保険契約者または被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、き損または汚損によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 ⑦ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自転車など主動力が人力であるものを除きます）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ⑧ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任
2. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、被保険者またはこれらとの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意
 ② 被保険者の心神喪失
 ③ 被保険者の闘争行為
 ④ 被保険者本人またはその指団による暴行または殴打
 ⑤ 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

⑦ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第47条 (損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

特約条項

(ペイジー方式支払特約条項)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者と当会社との間に、あらかじめ保険料をゆうちょ銀行・その他の銀行のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかによるペイジー方式で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約(更新契約を含みます)が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条 (保険料の払込み)

1. 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日(以下「払込期日」といいます。)までに、保険料の全額をペイジー方式で払い込まなければなりません。
2. 払込期日までに保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、ペイジー方式での払い込みが完了した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い)

保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (この保険契約の解除)

1. 当会社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2. 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条 (保険料の返戻の特則)

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

(保険料コンビニエンスストア払特約条項)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者と当会社との間に、あらかじめ保険料を当会社所定のコンビニエンスストア等の取納窓口で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約(更新契約を含みます)が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条 (保険料の払込み)

1. 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日(以下「払込期日」といいます。)までに、保険料の全額を当会社所定のコンビニエンスストア等の取納窓口に払い込まなければなりません。
2. 払込期日までに保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、コンビニエンスストア等の取納窓口に払い込みが完了した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い)

保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (この保険契約の解除)

1. 当会社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2. 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条 (保険料の返戻の特則)

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

(保険料デビットカード払特約条項)

第1条 (保険料の払込み方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込み方法の他に保険料デビットカード払特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

普通保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、当会社がデビットカード端末にて決済の完了を確認した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

(保険料口座振替特約条項)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約(更新契約を含みます)において同様とします。締結の際に、保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むことについて当会社に申し出た場合で、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が提携金融機関に設定されていること
- ② 当会社の定める口座振替手続きが、この保険期間の初日の前日までになされていること

第2条 (保険料の払込み)

1. この特約により、保険料は、払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。

2. 払込期日に保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前に保険料が払い込まれたものとみなします。

3. 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替の方法による保険料の払い込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に保険料が払い込まれたものとみなします。

4. 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条 (払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合等の取扱い)

1. 払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まなければなりません。

2. 前項の規定により保険料が当会社に払い込まれた場合には、当会社は、保険期間の初日の前に保険料が払い込まれたものとみなします。

3. 保険契約者が本条第1項に規定する保険料を払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、本条第1項および第4条第1項に定める「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

4. 保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

第4条 (この保険契約の解除)

1. 当会社は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料が払込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2. 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第5条 (保険料の返戻の特則)

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料相当額の領取を確認した後におこないます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

(法人等契約の被保険者に関する特約条項)

第1条 (特約の適用)

保険契約者が法人等(個人事業主を含みます。以下同様とします。)で、その役員または使用人が入居物件に居住する場合に、保険契約者は法人等契約の被保険者に関する特約を選択することができます。

第2条 (被保険者の範囲)

普通保険約款第4条(被保険者の範囲)に関わらず、この特約が適用された保険契約における被保険者は、法人等の役員または使用人で加入内容確認証に記載の入居物件に居住する者およびその同居の親族とします。ただし、当会社の他の保険契約の被保険者は除きます。

第3条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

(引越に関する特約条項)

第1条 (特約の適用)

当会社の他の保険契約の被保険者が、賃貸借契約の期間が重複する物件に引越し、本保険契約に加入する場合は、保険契約者は本特約を付帯することができます。

第2条 (引越前契約の取扱)

1. 本特約により、引越前契約の入居物件を普通保険約款第28条(家財保険の目的)および第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)に規定する入居物件に含みます。

ただしこの取り扱いができるのは、賃貸借契約の期間が重複している場合に限り、30日を限度とします。

2. 本特約を適用した場合、引越前契約はこの保険の始期の前日をもって失效するものとします。

第3条 (特約保険料)

本特約を付帯することによる保険料の追徴・返還はおこないません。

第4条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

(共同保険に関する特約条項)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約が加入内容確認証記載の少額短期保険業者(以下「引受少額短期保険業者」といいます)による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条 (引受少額短期保険業者の独立責任)

この保険契約の引受少額短期保険業者は、加入内容確認証記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事少額短期保険業者の行う事項)

ご契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、全ての引受少額短期保険業者のために次の①から⑪に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

② 保険契約の引受の承認

③ 保険料の収納または返戻

④ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

⑤ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認

⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認

⑦ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

⑧ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査

⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および非幹事少額短期保険業者の権利の保全

⑪ その他前各号の事務または業務に付随する事項

第4条 (幹事少額短期保険業者の行為の効果)

この保険契約に關し幹事少額短期保険業者が行った第3条(幹事少額短期保険業者の行う事項)に掲げる事項は、全ての引受少額短期保険業者がこれを行ったものとみなします。

第5条 (ご契約者等の行為の効果)

この保険契約に關しご契約者等が幹事少額短期保険業者に対して行った通知その他の行為は、全ての引受少額短期保険業者に対して行われたものとみなします。

(保険料クレジットカード払特約条項)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約(更新契約を含みます。以下この特約において同様とします)締結の際に、保険契約者が保険料をクレジットカード払いの方法により払い込むことを選択し、当会社が承認した場合(注)に適用されます。ただし、クレジットカードの名義人が保険契約者本人またはその親族である場合に限りります。

(注)当会社は、クレジットカード発行会社へのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をおこなったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承認します。

第2条 (保険料の払込み)

この特約においては、第1条に定める当会社が承認した時をもって保険料が払い込まれたものとします。

第3条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 第2条(保険料の払込)の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

(1) 第3条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)(1)の規定を適用します。

第5条 (保険料の返戻の特則)

普通保険約款の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社から保険料相当額を領収したことを確認した

後に保険料を返戻します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当会社は、クレジットカード発行会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返戻します。

第6条（当会社による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（通信販売に関する特約条項）

第1条（保険契約の申込み）

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、情報処理機器等の通信手段（インターネットを含みます）を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をするものとします。

第2条（保険契約の引受通知）

第1条の規定により契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約の内容、保険料、保険料の払込方法およびその払込期限を記載した引受通知（以下、引受通知といいます）を書面、ネットワークを通した情報端末の画面への表示または電話により保険契約者に通知するものとします。

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、第2条（保険契約の引受通知）による引受通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第4条（当会社による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第3条（保険料の払込み）による保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面、ネットワークを通した情報端末の画面または電話による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第5条（普通保険約款の読み替え）

第1条（保険契約の申込み）により保険契約の申込みを行う場合は、普通保険約款第6条（契約申込時の告知事項）において「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行う際に申し出る事項」と読み替えます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

※「プラス」に「補償内容拡大特約」を付帯した商品が「プラスⅡ」です

（補償内容拡大特約条項）

第1条（特約の適用条件）

この特約は、加入内容確認証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（修理費用保険金の支払額）

1. 入居者総合安心保険プラス普通保険約款第37条（修理費用保険金を支払う場合）第1項第⑤号の規定を以下のとおりとします。

⑤ 凍結によって破損または使用不能の状態（注）となった入居物件の専用上水道管の損害。ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。

（注）使用不能の状態：専用水道管は破損はしていないものの、凍結により使用できない状態になった場合

2. 前項適用後の入居者総合安心保険プラス普通保険約款第37条第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故20万円を限度として、費用の実費を支払います。

ただし、使用不能の状態を復旧する費用として支払う場合は保険期間を通じて1回に限り、1事故1万円を限度とします。

第3条（修理費用保険金の支払額）

入居者総合安心保険プラス普通保険約款第38条（修理費用保険金の支払額）第4項の規定にかかわらず、入居者総合安心保険プラス普通保険約款第37条（修理費用保険金を支払う場合）第2項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度とし、費用の実費を支払います。

第4条（借家人賠償責任保険金の支払額）

1. 「入居者総合安心保険プラス普通保険約款第41条（借家人賠償責任保険金の支払額）第1項第①号ハ、」の規定にかかわらず、入居者総合安心保険プラス普通保険約款第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額1万円とします。
2. 「入居者総合安心保険プラス普通保険約款第41条（借家人賠償責任保険金の支払額）第1項第①号ニ、」の規定にかかわらず、入居者総合安心保険プラス普通保険約款第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第④号については、1事故につき支払限度額を30万円とします。

（保険料クレジット払に関する特約条項（月払用））

第1条（特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険契約者がこの特約を選択する旨申し出て、当会社がこれを引き受ける場合に適用されます。
- (2) 前項にいう保険契約者は、クレジット業者との間で締結された会員規約等（以下、この特約において「会員規約等」といいます）に基づく会員に限ります。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約の適用により、会員規約等に従って、この保険契約にかかる月払保険料をクレジット払の方法により払い込むものとします。
- (2) 前項の規定により保険契約者がクレジット払により保険料を払い込む場合、当会社は、クレジット業者へクレジット払が可能であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジット払による保険料の払込みを承認した時（注）に、第1回月払保険料を領収したものとみなします。この場合は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

- (3) 第2回目以降月払保険料および次の①から③の条件をいずれも満たす場合の第1回月払保険料について、当会社がクレジット払に関する情報の登録を行ったうえで、クレジット払による保険料の払込みを承認した場合は、当会社は、その保険料を払い込むべき所定の保険料払込期日に、その保険料を領収したものとみなします。ただし、この場合は、保険料領収証を発行しません。

- ① この保険契約が、この特約が付帯された保険契約を前契約とする更新契約であること。
- ② 保険契約者が、前契約と同一のクレジット払により保険料の払込みを行うこと。
- ③ この保険契約が、普通保険約款第16条（保険契約の更新）の規定に基づき更新されていること。
- (4) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、前2項の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジット業者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジット払を利用し、クレジット業者に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前2項の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
- (5) クレジット業者が月払保険料の立替払を行った場合または会員規約等に基づく保証または再保証の対象となる月払保険料が当会社に支払われた場合は、それぞれの時以降において、その保険料相当額についての請求権はクレジット業者に移転します。
- (6) 当会社は、保険契約者について、保険契約の内容、保険申込書記載事項その他の知り得た情報を、業務上必要な範囲でクレジット業者に提供し利用させることができます。

第3条 (この特約の失効)

- (1) この特約は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 当会社がクレジット業者から保険料相当額を領収できない場合
 - ② クレジット業者がクレジット払による保険料払込みの取扱いを停止した場合
- (2) 前項の場合、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が失効した旨を通知します。

第4条 (当会社による保険料の直接請求と保険契約の解除)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)(4)①の当会社がクレジット業者から保険料相当額を領収できない場合または第3条(この特約の失効)(1)の規定により本特約が失効した場合で、未払保険料があるときは、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- (2) 当会社は、保険契約者が前項に定める保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 前項の解除は、その保険料を払い込むべき所定の保険料払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(保険料クレジット払に関する特約条項(一括払用))**第1条 (特約の適用条件)**

- (1) この特約は、保険契約者がこの特約を選択する旨申し出て、当会社がこれを引き受ける場合に適用されます。
- (2) 前項にいう保険契約者は、クレジット業者との間で締結された会員規約等(以下、この特約において「会員規約等」といいます)に基づく会員に限ります。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この特約の適用により、会員規約等に従って、この保険契約にかかる一括払保険料をクレジット払の方法により払い込むものとします。
- (2) 前項の規定により保険契約者がクレジット払により保険料を払い込む場合、当会社は、クレジット業者へクレジット払が可能であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジット払による保険料の払込みを承認した時(注)に、一括払保険料を領収したものとみなします。この場合は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
(注)保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。
- (3) 次の①から③の条件をいずれも満たす場合の一括払保険料について、当会社がクレジット払に関する情報の登録を行ったうえで、クレジット払による保険料の払込みを承認した場合は、当会社は、その保険料を払い込むべき所定の保険料払込期日に、その保険料を領収したものとみなします。
- ① この保険契約が、この特約が付帯された保険契約を前契約とする更新契約であること。
 - ② 保険契約者が、前契約と同一のクレジット払により保険料の払込みを行うこと。
 - ③ この保険契約が、普通保険約款第16条(保険契約の更新)の規定に基づき更新されていること。
- (4) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、前2項の規定を適用しません。
- ① 当会社がクレジット業者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジット払を利用し、クレジット業者に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前2項の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
- (5) クレジット業者が一括払保険料の立替払を行った場合または会員規約等に基づく保証または再保証の対象となる一括払保険料が当会社に支払われた場合は、それぞれの時以降において、その保険料相当額についての請求権はクレジット業者に移転します。

- (6) 当会社は、保険契約者について、保険契約の内容、保険申込書記載事項その他の知り得た情報を、業務上必要な範囲でクレジット業者に提供し利用させることができます。

第3条 (この特約の失効)

- (1) この特約は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 当会社がクレジット業者から保険料相当額を領収できない場合
 - ② クレジット業者がクレジット払による保険料払込みの取扱いを停止した場合
- (2) 前項の場合、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が失効した旨を通知します。

第4条 (当会社による保険料の直接請求と保険契約の解除)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)(4)①の当会社がクレジット業者から保険料相当額を領収できない場合または第3条(この特約の失効)(1)の規定により本特約が失効した場合で、未払保険料があるときは、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- (2) 当会社は、保険契約者が前項に定める保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 前項の解除は、その保険料を払い込むべき所定の保険料払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 用語の意味一覧表

用語	意味	用語	意味
按分 (あんぶん)	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超えてしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額=損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといいます。	構内	入居物件の所在する敷地内を指します。
いたずら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。		告知義務 保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当会社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出でてはならない義務のことといいます。
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為（支払い）を行うよう要求できる権利をいいます。		
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。 例えば、盗難による家財保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。	再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
一括払保険料	当会社所定の商品コースごとに定める保険料であって、加入内容確認証に記載された金額をいいます。	先取特権	被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約およびその規約に付帯する特約・規定等をいいます。	失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方的に解消することをいいます。 当会社の約款では当会社が一方的に解消することをいいます。	指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。	自動車	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で、政令で定めるもの以外のものをいいます。（道路交通法第2条1項9号）
火災	1.人の意図に反しましたは放火により発生すること 2.消火の必要がある燃焼現象であること 3.火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4.消火のために消防施設又はこれと同程度の効果のあるものを利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といいます。	支払責任額	他の保険契約がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
家財	被保険者が所有する生活用動産で、入居物件内にあるものをいいます。	重過失	少し注意すれば事故が起きたのに漫然と事態を見過ごしてしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。 ・暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となつた ・揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となつた ・寝タバコが原因で火災となつた ※ 軽度な過失であっても、それが2度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であっても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただきためにお渡しする確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。		
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備（スプリンクラー設備・装置を含みます）、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン（ドレン管を含めます）は給排水設備には含みません。		心神喪失
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。	親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。（民法第725条）
クレジット業者	当会社の指定する保証会社およびクレジットカードの発行会社等をいいます。	責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。
クレジット払	保険契約者が、クレジット業者との間で締結された会員規約等に基づき、クレジット業者に対して月払保険料または一括払保険料の立替払を委託することにより、当会社に保険料を払い込む方法をいい、会員規約等に基づく保証または再保証の対象となる保険料が当会社に支払われる場合を含みます。	全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
		全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。	損害の額	家財保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当会社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法で「原付二種」と呼ばれる125cc以下の二輪車を原動機付自転車といいます。	損害賠償	他人に与えた損害を填補（てんぽう）し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金を目的とした放火や自殺のために行った放火などがこれにあたります。	代位取得（だいいたいしゅとく）	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。
更新	保険契約期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。	第三者	被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。

用語の意味一覧表

用語	意味	用語	意味	
建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。	保険契約	保険契約申込者の申込みを当会社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。	
通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当会社に連絡する義務のことをいいます。	保険契約者	自己の名前で当会社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。	
月払保険料	当会社所定の商品コースごとに定める保険料であって、加入内容確認証に記載された金額をいいます。	保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当会社に提出する書類のことをいいます。	
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。	保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「家財保険の目的」とは被保険者の所有する家財を指します。	
当会社	この保険契約の引受会社をいいます。	保険料	被保険者の被る危険を当会社が負担するための対価として、保険契約者が当会社に支払う金銭のことをいいます。	
当会社の同種の保険契約	入居者総合安心保険プラスⅢ、入居者総合安心保険プラス、入居者総合安心保険、テナント総合安心保険プラス、テナント総合安心保険をいいます。	保険料払込期日※2	加入内容確認証に記載された払込期日をいいます。	
入居物件	被保険者の借用する、保険契約申込書に記載された戸室(注)をいいます。 (注)共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。	窓ガラスの熱割れ	気温差による窓ガラスのひび割れをいいます。	
		無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。	
入居物件からの退去	家財の搬出、鍵の返却が完了した状態(賃貸借契約の終了前後を問いません)を指します。	免責	保険金が払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。	
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーヘッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管に含むものとします。	免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当会社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。	
払込期日※1	指定口座から保険料を引落す日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。	持ち出し家財	入居物件から旅行等により一時的に持ち出した家財のこと。ただし、入居物件およびその構内以外で、被保険者が所有あるいは賃借しているトランクルーム(貸倉庫)などに保管している被保険者所有の生活用動産を除きます。	
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。	約款(やかん)	保険契約の条文のことをいいます。	
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。	床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます)を超えて浸水することをいいます。	
全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。	※1 保険料口座振替特約条項における用語の意味となります。		
半損	損害の額が被害物件の再調達額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。	※2 保険料クレジット払に関する特約条項(月払用・一括払用)における用語の意味となります。		
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。	別表2 短期率表		
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。			
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。			
保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当会社が責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当会社は保険金を支払います。			
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。			
保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります)。	1年目	2年目	
		経過月数	1年契約	2年契約
		1	64%	79%
		2	58%	75%
		3	52%	72%
		4	46%	68%
		5	41%	65%
		6	35%	62%
		7	29%	58%
		8	23%	55%
		9	17%	51%
		10	12%	48%
		11	6%	44%
		12	0%	41%
			24	-
				0%

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

●家財保険金

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める家財保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえない場合	-	この保険契約の支払責任金額	-
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める家財保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえる場合	イ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ	第30条各項の支払限度額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = この保険契約で実際に支払う家財保険金	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金
	ロ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	第30条各項の支払限度額 - 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額 = この保険契約で実際に支払う家財保険金	
	ハ：上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合	第30条各項の支払限度額 - $\left[\begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額} \\ \hline \end{array} \right]$ × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき支払責任額の合計額}}$ = この保険契約で実際に支払う家財保険金	

●費用保険、修理費用保険および賠償責任保険

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえない場合	-	この保険契約の支払責任金額	-
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえる場合	-	第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = この保険契約で実際に支払う支払保険金	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金

住まいの応急サービス利用規約

I 全般に関する事項

1. サービスの利用規約について

- (1) 本サービスは、本サービスの対象のご契約にご加入いただいたお客様のみがご利用いただける『付帯サービス』です。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供する本サービスに関する事項を定めたものです。

2. サービスの提供内容

本サービスは以下のサービスから構成されます。

- ①水回りのトラブル・駆けつけサービス
- ②カギのトラブル・駆けつけサービス
- ③ガラスのトラブル・駆けつけサービス

3. サービスの対象建物

本サービスは、本保険契約における入居物件のうち、被保険者（保険の対象の所有者）が専有・占有する居住部分を対象とします。

4. サービスの適用地域

- (1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

5. サービスの対象期間

対象となる保険契約の保険期間が本サービスの対象期間となります。

6. サービスを提供できない場合

- (1) 本サービスは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。
 - ①故意または重大な過失によって生じたトラブル
 - ②地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
 - ③戦争または暴動を原因とする場合
 - ④風災や水災などの自然災害を原因とする場合
- (2) お客様ご自身で業者を手配された場合は本サービスの対象外となります。

7. サービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本サービスは、株式会社プレステージ・インターナショナルに委託しています。
- (2) 本サービスは、委託会社と提携する専門業者（以下「提携業者」といいます。）をお客さまにご紹介し、利用料金の一部または全部を弊社が負担するものです。
- (3) 本サービスを利用する際は、必ず「住まいの応急サービス 専用デスク」までご連絡ください。
(事前に連絡がなく業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。)
- (4) 本サービスを提供する際、お客様の契約状況を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容やお客様の情報を提携業者へ連絡します。
- (5) 本サービスのご利用後に、本サービスの対象のご契約にご加入いただいていることが判明した場合は、後日費用を請求させていただきます。
- (6) 交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (7) 本サービスでは、部品交換や特殊対応が必要な30分程度の応急処置を行います。部品交換や特殊対応が必要な作業、30分を超える超過作業、およびサービス提供範囲外の作業を行う場合の費用はお客様のご負担となります。
- (8) パッキン・トイレタンク内の部品以外の部品交換等が生じる場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (9) サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

II サービスの提供範囲

1. 『水まわりのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1) トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。（部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用については、サービスの対象外となりお客様のご負担となります。）
- (2) 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
- (3) 部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。
- (4) 便器等の脱着作業に関する費用はお客様のご負担となります。
- (5) マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- (6) 給排水管の凍結を原因とする場合は本サービスの対象外となります。
- (7) 屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- (8) 機能付き便座・エアコン・給湯器等の水のトラブルは本サービスの対象外となります。

2. 『カギのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1) カギを紛失した場合等に提携会社の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の解錠作業を行います。
- (2) 解錠のご依頼は、契約者または被保険者から入電があった場合のみお受けいたします。
- (3) お客様ご自身の写真付き身分証明の開示ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- (4) サービスの対象は出入口の錠に限ります。建物内のドアの解錠、物置・倉庫などの解錠は本サービスの対象外となります。
また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等の解錠も対象外となります。
- (5) 錠およびドアの種類によっては解錠作業ができない場合があります。
- (6) Wロック等（玄関に複数施錠）の場合は、1つのみ解錠が無料となります。
- (7) ホームセキュリティなどにご加入されている場合などは、ご加入の警備会社へ作業を依頼させていただく場合があります。
- (8) 解錠には、警察の立ち合いを求める場合があります。

3. 『ガラスのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1) 外気とお部屋を区切るガラス製の窓もしくはガラス付きドアが破損、ひび割れの場合に清掃及び養生を行います。
- (2) 養生作業とはベニア板などで補強し雨風を防ぐ作業となります。速やかに管理会社および所有者へのご連絡をお願いします。
- (3) ガラス交換は管理会社・所有者の承認が無いと対応できません。
- (4) 台風などの自然災害を原因とするトラブルは本サービスの対象外となります。
- (5) 天窓など高所作業のトラブルは本サービスの対象外となります。

本保険契約には、上記のサービスが付帯されております。

●住まいの応急サービス

水まわり・カギ・ガラスのトラブルでお困りの緊急時24時間365日対応いたします。

住まいの応急サービス専用デスク 0120-087-873
受付時間：24時間365日

Memo



更新後のご契約内容はマイページにてご確認ください

弊社では、CO₂排出量の削減や、紛失・不着等のリスクからお客さまの個人情報を保護することを目的として、ご要望いただいたお客さま以外には保険証券等を発行しておりません。ご契約内容は普通保険約款に定める通り、加入内容確認証としてお客さま専用サイト（マイページ）に提供しておりますので、ご契約が成立した際にはマイページをご確認ください。

マイページでご確認いただけるもの

加入内容確認証	ご契約されたお客さまごとに、契約内容や取扱特約店などをご確認いただけます。 ※インターネットをご利用されない方など、保険証券をご希望の場合は弊社までお申しつけください。
約款	ご加入契約の普通保険約款および特約条項をご確認いただけます。

マイページへのログイン方法

マイページへは、右記URLより、「火災保険満期更新のお手続きについてのご案内」に記載のID・パスワードを入力し、ログインしてください。

※ご契約が成立するまで加入内容をご確認いただくことはできません。
※Webブラウザによっては表示されない場合がございます。

マイページへはこちらから

<https://mypage.eternity-ins.net>

※アドレスを直接入力する際は、「**https://**」から
ご入力ください。

◆弊社ホームページからもアクセスいただけます

エタニティ少短 検索



引受少額短期保険業者：幹事会社

 **エタニティ** ETERNITY
少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第7号
〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
URL <http://www.eternity-ins.com/>

非幹事会社

株式会社 全管協共済会
関東財務局長(少額短期保険)第16号
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル17F
URL <http://www.zk2.jp/>

●ご契約の内容についてのご照会等は、引受少額短期保険業者にお申し出ください。

●取扱特約店は、引受少額短期保険業者との委託契約に基づく募集人として、保険契約の締結の媒介をしております。

●「安心保険プラスⅢ」は「入居者総合安心保険プラスⅢ」のペットネームです。「安心保険プラスⅡ」は「入居者総合安心保険プラス(補償内容拡大特約付)」のペットネームです。「安心保険プラス」は「入居者総合安心保険プラス」のペットネームです。